

電力・ガス小売自由化 ～消費者の立場からみた課題

消費者委員会公共料金等専門調査会

2017年2月13日

日本生活協同組合連合会

組織推進本部 組合員活動部部長 二村 睦子

- I. 電力小売自由化後の課題
 - II. 都市ガス自由化に向けての課題
 - III. LPガスの課題
- まとめ

I . 電力自由化後の課題

1. 家庭用電気のスイッチング状況

◆半年での新規参入者シェア約2.6%

イギリス(1999年)＝最初の1年で約12%

フランス(2007年)＝最初の1年で約1%

(2017年1月26日電力ガス取引監視等委員会制度設計会合)

- 必ずしも高い数字ではないこと、地域的に差が大きいことが課題。
- 既存電力事業者と新規参入事業者との競争条件は現時点で同一とはいえない。
- 既存電力事業者間の競争状況が見えない。地域間を越えて、何件スイッチングで獲得しているのか、実績値と実際の営業行動で検証が必要。
- 今後のスイッチングの推進のための課題、特に行政としての課題を整理する必要があるのではないか。

2. 家庭用電気料金への影響（効果）

- ◆ 経済産業省の資料は、「料金単価」での比較。実際に消費者が支払う電気料金の変動について、実証的に検証するシステムがない。（都市ガス・LPガスも同様）
- 電気・都市ガス・LPガスと、家庭用のエネルギーが自由市場となる中で、その価格を消費者ベースでモニターするしくみをつくるべき。このモニターは消費者の立場から見た場合の課題を明らかにするため、消費者庁が行うべきと考える。
- 総務省家計調査では、ガスの区分が不明・電力会社が分からない等の問題がある。
- ITの活用等により、低コストでの実施は十分可能なはず。

3. 消費者への情報提供(1) 電源構成

- ◆ 電源構成表示は取引ガイドラインで「望ましい行為」に留まっているが、電力・ガス取引監視等委員会では、事業者調査等を行い公表を促進している。
 - ◆ 消費者団体や環境団体が調査や比較情報の提供等を行っている。
 - ◆ 小売事業者の比較サイトでも電源構成についての情報が掲載されるようになってきた。
-
- 電源構成を比較することで、事業者ごとの特徴が分かる。新規参入者間でも、事業者ごとにより違いがある。
 - 経済産業省からは、引き続き開示状況の把握、開示をしない事業者へ働きかけを行う必要がある。
 - 事業者による開示内容の信頼性を担保するしくみが必要。

4. 消費者への情報提供(2)比較サイト

- ◆ 小売電力事業者やメニューの比較を行う「比較サイト」が増えている。都市ガスの自由化を前に、都市ガスやLPガスの比較サイトも出てきている。
 - ◆ 現状では、比較サイトの運営の信頼性・公正性については事業者任せられている状況。
 - ◆ LPガスでは、あからさまに特定事業者に誘導するサイトも報告されている。
-
- インターネットでは、「比較サイト」「まとめサイト」等は玉石混交。いわゆる「口コミサイト」でのやらせ問題等も後を絶たない。
 - 比較サイトの状況について調査し、被害事例や不公正なサイトの存在について点検を行う必要があるのではないか。
 - イギリスでは国がガイドラインを定め、比較サイトに認証を与える仕組みを導入している。日本でもそうした制度化の検討を行うべきではないか。

5. 託送料金

- ◆新規参入にとって、電力託送料金は最大のネックであり、かつ、公正な自由競争のためには託送料金はネットワークに関わる費用に限定すべきであるにもかかわらず、福島事故関連費用や一般の廃炉費用の託送料への上乗せが認められようとしている。
 - ◆既存事業者での電気料金の中には、特にオール電化向けの料金で、託送料金と卸電力市場の平均価格の和を下回るレベルの料金設定も見受けられる。
 - ◆託送料金は実質的に電気料金の一部を構成するが、公共料金のような消費者の関与や公開性が担保されていない。
- 託送料金を使った発電関連費用の回収は行うべきではない。
 - 託送料金審査の透明性の確保、消費者の関与について検討すべき。
 - 消費者委員会「電力託送料金に関する調査会」で求めた「原価低減の見直し機会の確保」「固定費の配分方法の見直し」等について経済産業省に実施を求めるべき。

6. 公正な競争の確保(1)

◆事例1) 需要家(法人・個人とも)から「新電力へスイッチングした需要家に、切替直後に既存電力事業者から営業がはいる」事例を複数聞いている。

- 送配電部門と小売部門の情報遮断は適切に行われているのか。
- 遮断されていたとしても、地域独占だった小売部門は廃止通知を受けて新電力へのスイッチングが認識できるので、実質的に需要家の切替状況を知ることができる。こうした情報の利用は競争上非対称で、規制すべきではないか。

7. 公正な競争の確保(2)

- ◆事例2)新電力事業者から、
 - ・既存電力会社が「新電力数社の見積後、最低見積より3%下げます」との提案をしている。
 - ・既存電力会社が新電力の特別高圧需要家に、信じられない値段を提示して取り戻している。顧客より相談があったが、原価割れでとてもできないので、辞退した。といった事例を聞いている。
- これらの事例で不当廉売にあたるようなケースはないのか、またこうした営業の状態について経済産業省や公正取引委員会は把握・監視・指導を行っているのか。

8. 電気料金請求システムトラブル問題

- ◆自由化後、東京電力での料金請求関連システムのトラブルにより数万件の誤請求や請求遅れが発生。
 - ◆その後、他社でも誤請求が発生している。
-
- 料金請求業務は基本中の基本の業務であり、この部分での混乱は業界全体への不信にもつながる。
 - 自由化推進のマイナス効果であり、この件では被害者である新電力が顧客から信頼を失う可能性もある。
 - 各社で料金システムに関わるトラブルが発生していることは、既存電力会社の業務管理レベルを疑わざるをえない。
 - 業界として原因・要因を明らかにし、今後への教訓化を行うべき。

Ⅱ．都市ガス自由化に向けた課題

1. 都市ガス間競争がない中での経過措置解除

- ◆都市ガス市場への参入がほとんどなく(新規参入6社、うち家庭用に参入は4社)、競争が起きていない。消費者の関心も高まらない。
 - ◆この状態のまま、2017年4月からほとんどの事業者で経過措置料金規制が解除される。
-
- 都市ガス間競争がない状態で公共料金を自由化することになり、制度設計の責任は重い。経過措置解除の影響を把握するための方策を検討すべき。
 - 経済産業省は、「不当な値上げ」を把握するための具体的な方策を早急に明らかにすべき。
 - 他燃料との競争について、消費者の乗り換えの現状・コストを明確にすべきではないか(後戻りできない選択はスイッチングとは言えないようにも思うが・・・)。
 - 消費者庁は、消費者ベースでの料金監視のしくみを構築すべき。

2. 託送料金について

- ◆都市ガスの託送料金は、ほとんどの項目がヤードスティック査定となっている。
 - ◆大手3社については、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合で消費者代表も参加する公開の場で審査されているが、その他の事業者については実質非公開・消費者の参加も保障されていない。
 - ◆グループ会社の場合は、総計供給戸数が15万戸を超えていても、地方経済産業局の扱いとなっている。
-
- 新規参入が起きない要因の一つに、託送料金が高いということがあるのではないか。
 - 時間はかかっても、電気料金と同様の査定を全社に対して行うべき。
 - 託送料金審査の透明性の確保、消費者の関与について検討すべき。

Ⅲ. LPガスの課題

1. 消費者接点で問題の多いLPガス

- ◆ 料金の不透明性、契約トラブル等問題の多い業界。
 - ◆ 経済産業省で流通問題についてのワーキングを開催し、小売営業に関するガイドラインを制定する。
 - ◆ 経産省がブロックごとに消費者懇談会を行っているが、活性化しているとは言えない。
-
- 新たに制定されるガイドラインは大きな一歩となる。遵守状況の調査や事業者の取り組みの支援策を期待したい。
 - LPガス問題について、消費者庁主催で、消費者団体・担当省庁・業界団体が定期的に情報共有を行うような場を設けられないか。

まとめ

公共部門が自由化する中での消費者課題

- ◆ 家庭用エネルギー市場が全面的に自由化する中で、消費者の自由な選択と公正な取引・競争を確保するための施策が必要。
 - ◆ 新規参入と競争を促進するためには、電気・都市ガスの託送料金を低減させることが必要。
-
- 消費者ベースでの料金監視のしくみづくり
 - 比較サイトのガイドラインづくり
 - 不当な約款や契約の監視のしくみづくり
 - 電力については、託送料金の仕組みそのものの見直し等、消費者委員会「電力託送料金に関する調査会」報告書の内容の貫徹
 - 都市ガスでは、改めて託送料金審査を全社に対して徹底して行うこと
 - 託送料金の決定プロセスへの消費者の参加、情報の公開